

# GRAND INSURANCE

## 株式会社 GRAND INSURANCE の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

### 1. 個人情報とは

個人情報とは生存する個人に関わる情報であって、特定の個人を識別できるものをいいます。個人情報データベース等とは個人情報を含む情報の集合物で、かつ特定の個人情報を検索出来るように整理されたものをいいます。

### 2. 個人情報保護の方針

当社は、お客様の個人情報を大切に保護管理し、法令を遵守いたします。以下に方針を定め取り組んで参ります。

### 3. 個人情報の取扱いについて

1) 当社は、当社との保証契約に伴い入手した賃貸物件の入居希望者様・入居者様・連帯保証人様・身元引受人様・緊急連絡先様・管理もしくは媒介の委託を受けた不動産の所有者その他権利者様（以下、総称して「お客様」といいます）の個人情報を有しています。

2) お客様の個人情報は、当社のデータベースシステムに登録されます。当社データベースシステムに登録されるお客様の個人情報は、お客様から入手した申込書写し・登録名簿ファイルもしくは契約書に記された個人情報、契約の履行に伴い発生する入金情報等です。

### 4. 個人情報の安全管理対策について

当社は、お客様の個人情報を、適正かつ厳重に管理し、個人情報への不正アクセスや個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等の防止に必要なかつ十分な安全管理対策を講じます。

### 5. 法令及びその他の規範の遵守

当社は、お客様の個人情報を取扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。

### 6. 個人情報の提供・開示について

当社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、以下に該当する場合を除き、第三者に対し提供または開示しません。

- 1) お客様の同意がある場合
- 2) 法令等に基づく要請があり、開示が必要であると判断される場合
- 3) 人の生命、身体または財産の保護に必要であると判断される場合

### 7. 委託先への提供・開示について

当社は、個人情報の取扱いについて、第三者に業務を委託する場合があります。委託先に対し、必要な範囲でお客様の個人情報を提供または開示する場合には、個人情報管理の徹底、再提供の禁止、情報漏えい防止等を義務づけるなど、適切な措置を講じます。

### 8. 社員教育、啓蒙の強化

個人情報に関する適正な取扱い、理解、啓蒙に日頃より心がけ、定期的に社内研修を行い個人情報取扱事業者としての義務に従い、個人情報保護法を遵守するように努めます。

### 9. お客様の個人情報の利用目的

- 1) 不動産の賃貸借契約及び保証委託契約、保証契約の締結のために利用します。
- 2) お客様からのお問合せ、ご相談、ご意見等に対応する（資料送付も含む）ため。その他、何らかの理由でお客様にご連絡する必要が生じたときのため。
- 3) 当社が提携する会社に対する義務の履行又は権利の行使及びこれに不随する諸対応のため。

## 10. お客様の個人情報の第三者への提供

お客様の個人情報を法令の規定に基づく場合を除き、事前にお客様の同意をいただいた上で第三者（外国にある者も含む）に提供させていただきます。なお、ご本人からの申し出がございましたら、提供は停止致します。

- 1) お客様から委託を受けた事項についての契約の相手方となる者、その申込者及びこれらを仲介する他の宅地建物取引業者
- 2) お客様の契約上の地位の承継人若しくは承継予定者又は当社の契約上の地位の承継人若しくは承継予定者。
- 3) 入居・購入希望者様の信用照会のための信用情報機関及び保証機関
- 4) 入居者様が賃料を滞納した場合の滞納取立者もしくは債権回収会社
- 5) 同居人、入居者、連帯保証人、身元保証人、緊急連絡先、勤務先
- 6) 当社グループ会社
- 7) 保証会社、信販会社、共済会、損保会社、施工会社、住宅関連サービス等を行う企業

提供される情報項目

氏名・電話番号・住所・生年月日・年齢・性別・電子メールアドレス等、上記の利用目的に必要な個人情報の所要項目。

上記による営業活動により契約が締結される場合は契約締結及び履行に必要な事項。

## 11. クッキー（cookie）の利用について

当社ホームページでは、お客様の負担を軽減し、より便利にご利用いただけるよう、クッキーと呼ばれる技術を使用しているページがあります。

クッキーとは、お客様がホームページを訪れた際にお客様のコンピュータ内に蓄積される小さなテキストファイルのことです。これにより再度お客様がホームページを訪れた際にお客様のコンピュータに認識され、利便性が向上します。クッキーの中には個人が特定できる情報は残りません。

ほとんどのコンピュータのブラウザがクッキーを受け入れられるように設定されていますが、ご使用のブラウザでクッキーの受け入れを拒否する設定をすることも可能です。但し、その結果、ホームページの一部の機能が正常に作動しない場合がありますのでご了承ください。

## 12. アクセス履歴（ログ）の使用について

アクセスログは、アクセスされた方のドメイン名や IP アドレス、使用しているブラウザの種類、アクセス日時などが含まれますが、個人を特定できる情報を含むものではありません。アクセスログはこのウェブサイトの利用状況や保守管理に関する統計分析のために活用されますが、それ以外の目的で利用することはありません。

## 13. 他のウェブサイトへのリンクについて

当社ウェブサイトには他企業のウェブサイトへのリンクがございますが、当該ウェブサイトのクッキー使用の有無も含めて、当社はリンク先のウェブサイトでのプライバシー保護に関する責任を負いませんので、予めご了承ください。

## 14. プライバシーポリシーの改定について

当社は、お客様の個人情報をより一層保護するため、本ポリシーにおける取組みについて、適宜見直し、改定いたします。なお、本ポリシーの改定につきましては、当社ホームページで随時掲載いたします。

## 15. 個人情報の共同利用

当社は下記の会社との間で個人データを上記9項利用目的の範囲内で共同利用致します。

- 1) 共同して利用する個人データの項目

お客様の氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等

2) 共同して利用する者の範囲

株式会社明和住販流通センター、株式会社快適空間、株式会社明和、株式会社 GRAND DESIGN、株式会社 GRAND CITY、株式会社 GENESIS、株式会社 PRESTIGE、株式会社明和管財、株式会社 GRAND、株式会社国際都市、株式会社環境開発、株式会社 GRAND INSURANCE、株式会社日本財託

**16. お客様からの開示請求、苦情・訂正・利用停止等の申し立て（開示請求等）**

- 1) 当社は、お客様より個人情報の開示・訂正・削除等のご依頼があった場合は、当社所定の手続に従い、ご依頼者が本人又は代理人であることを確認させていただいた上で、合理的な範囲で速やかに対応いたします。但し、削除につきまして宅地建物取引業法等の法令で定める保全義務期間がある場合は、この限りではありません。
- 2) 弊社にて受領した個人情報書面、申込書、身分証等の書類は全て如何なる場合も返却は致しません。また、受領した全ての書類は弊社に規定によりお取り扱いさせて頂き、弊社の判断にて処分させて頂きます。
- 3) 個人情報取扱責任者 株式会社GRAND INSURANCE 代表取締役塩見紀昭  
東京都世田谷区若林3-4-11 第7明和ビル
- 4) お問い合わせ・お申し出方法

下記の窓口まで電子メールでお問合せください。

5) 個人情報相談窓口

担当：株式会社 GRAND INSURANCE 顧客サービス担当

E-Mail：info@grand-insurance.com

## お客様がお申込みされる会社名:株式会社ジャックス

### 【個人情報の取扱いに関する同意条項】

#### 第1条(個人情報の収集・保有・利用)

(1)申込者(契約者)(以下「私」という。)は、株式会社ジャックス(以下「当社」という。)が、立替払等委託契約(本申込みを含む。以下「本契約」という。)の与信判断及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のため以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を、保護措置を講じた上で、当社が収集すること(映像、電話の録音等の音声情報、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む。)並びに当社が定める期間は以下の各条項(以下「本規約」という。)に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。①私及び親権者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本人を特定するための情報(本契約締結後に当社が私から通知等を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。以下同じ。)②本契約に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況④本契約に関する私の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況⑤本契約に関し、当社が必要と認めた場合に、私の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報⑥法令等に基づき、私が提出した収入証明書等の記載内容情報⑦電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報⑧当社届出電話番号の現在及び過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報⑨私が当社のホームページ等へアクセスした際の閲覧・サービスご利用履歴、Cookie、IPアドレス、端末識別番号、お使いのブラウザの種類、位置情報等

(2)私は、当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託(債権譲渡を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。

(3)私は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

(4)私は、当社が次の場合に、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。法令(強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。)に基づいて、公的機関等に対して(1)により収集した個人情報を提供する場合。

(5)私は、本契約に基づく精算及び本契約に関する紛議の解決等のため、当社が(1)①②(当社が必要と判断した場合は(1)③を含む。)の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に提供することに同意します。

(6)私は、賃貸物件の退去時にあたって、最終支払賃借料等の精算のため、当社が(1)③の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に提供し利用することに同意します。

(7)私は、申込書記載の管理会社又は賃貸人が変更された場合は、当社が(5)(6)に各々定めるところにより、個人情報を変更後の管理会社又は賃貸人に提供し、利用することに同意します。

#### 第2条(個人情報の与信等の目的以外の利用)

私は、当社が下記の目的のために第1条(1)の個人情報を利用したり、電子メール・ダイレクトメール・ファクス・電話・SMS(ショートメッセージサービス)・その他インターネット上の連絡等により案内することに同意します。①当社のクレジット事業、金融事業、保険

事業、不動産取引・賃貸管理事業、物品賃貸事業等における市場調査、商品開発、商品・サービス情報、関連するサービスのお知らせなどに利用するため。②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の商品・サービス等の営業案内に利用するため③当社の情報処理サービス事業(データ集計・統計サービス、あて名印刷サービス、発送・発信サービス等。これらを当社が提携先企業等から受託する場合を含む。)における市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付に利用するため。

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社ホームページ(URLは、<https://www.jaccs.co.jp/>)をご覧ください。

### 第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1)私は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私及び私の配偶者の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、私の支払能力・返済能力に関する調査(与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。)の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2)私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に別表1に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

#### ●株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト

フリーダイヤル:0120-810-414 URL(<https://www.cic.co.jp/>)

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

#### ●株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

ナビダイヤル:0570-055-955 URL(<https://www.jicc.co.jp/>)

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

(4)当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は下記のとおりです。

#### ●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL.03-3214-5020 URL(<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>)

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

(5)上記(3)に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は、下記のとおりです。

#### 1)株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額又は極度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

#### 2)株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、

契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)の全部又は一部となります。

#### 第4条(個人情報の第三者への提供・利用)

(1)私は、当社が下記の場合に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社が、下記の目的により個人情報を利用する場合。

1)①保険代理店事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。②各種商品小売事業における商品等に関する案内に利用するため。③電気通信事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。

利用会社名 ジャックス・トータル・サービス株式会社

〒140-8671 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー

TEL.03-6311-7331 E-mail:info@jts-web.co.jp

2)リース事業、オートオークション仲介事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。

利用会社名:ジャックスリース株式会社

〒140-8517 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー

TEL.03-6327-2200

(2)私は、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した、下記保険会社(以下「保険会社」という。)に対して、当社が第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じた上で提供すること、及び保険会社はその取扱う保険契約の保険料決済及び継続時の保険料決済可否判断、及び保険会社はそのホームページに記載する個人情報利用目的のために利用することに同意します。

保険会社名:全管協少額短期保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル

TEL. 0120-329-431 URL(<https://www.zkssi.co.jp/>)

(3)上記(1)記載の関係会社及び(2)記載の保険会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年間とします。なお、上記(1)記載の関係会社及び(2)記載の保険会社における個人情報の利用期間については、各社へお問い合わせください。

#### 第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)私は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する当社の関係会社、加盟店及び保険会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。①当社に開示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ(URLは、<https://www.jaccs.co.jp/>)によってもお知らせしております。②個人信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。③当社の関係会社、加盟店及び保険会社に対して開示を請求する場合には、第4条記載の当社の関係会社、加盟店及び保険会社に連絡してください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### 第6条(本規約に不同意の場合)

当社は、私が本契約の必要な記載事項(契約書表面で私が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申出)

本規約第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第8条(個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。

ジャックス・カスタマーセンター (営業時間 9:30-17:30 ※年末年始をのぞく)

TEL.0570-002277

〒194-8570 東京都町田市南町田 5-2-1 南町田 5 丁目ビル

第9条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、申込書の写し等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条(本規約の変更)

本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

別表	登録情報	①本契約に係る申込みをした事実	②本契約に係る客観的な取引事実	③本契約に係る債務の支払いを遅延した事実
	会社名			
登録期間	株式会社 シー・アイ・シー (CIC)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内
	株式会社 日本信用情報機関 (JICC)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月	契約期間中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中及び契約終了後5年以内

○お客様が申込され、又は規約された事実に関する情報は、与信判断・債権管理のため、ジャックスが加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟与信業者及び当該機関と提携する他個人信用情報機関の加盟与信業者により利用されます。

○「個人情報の取扱いに関する同意条項」第2条、第4条について同意されない場合は、同第7条に基づき対応させていただきますので、別途ジャックスまでお申出ください。

## 立替払等委託契約(ジャックス)

契約者(以下「私」という)は、下記に定める各条項を本契約の内容とすることに同意した上で、株式会社ジャックス(以下「会社」という)に対し、私がHOME LIFE ASSIST(全管協対応版・ペーパーレス対応)(以下「契約書」という)に記載の賃借物件(以下「表記物件」という)を、賃貸物件の賃貸人(以下「賃貸人」表記物件の賃貸人(以下「賃貸人」という)から賃借することを定めた契約(以下「賃貸借契約」という)から発生する契約記載の月額賃借料等合計額、私と賃貸人もしくは表記物件を管理する管理会社との間で合意し会社が認める費用及び全管協少額短期保険株式会社(以下「全管協」という)と私が契約した「賠償責任保険付き家財保険契約」(以下「保険契約」という)の保険料(以下「保険料」という)(以下これらを総称して「賃借料等」という)を、会社が私に代わって立替払等することを委託(以下「本契約」という)します。

### 第1条(契約の成立時点)

本契約は、会社が所定の手続をもって承諾し、賃貸人又は契約書記載の管理会社(賃借物件について、賃貸人より契約書記載の賃借料等の集金業務を含め管理の委託を受託している業者、以下「管理会社」という)を通じて私に承諾の通知を発した時に、賃貸借契約の成立を条件として成立するものとします。

### 第2条(立替払等委託)

1. 私は、会社に対し表記物件にかかる賃借料等を会社が私に代わって支払先に支払うこと及び私が当該賃借料等を遅延した場合には、賃借料等の契約書記載の立替月数分を限度として、会社が私に代わって支払先に立替払いすること(以下「立替払等」という)を委託します。なお、この支払先とは私に表記物件を賃貸している賃貸人もしくは管理会社をいい、以下これらを総称して「賃貸人等」といいます。

2. 私が、表記物件における水道又はガスその他の使用料金(以下「水道・ガス料金相当額等」という)及び私が契約した賠償責任保険付き家財保険契約の保険料を本契約の対象とするときは、私は、会社に対し、水道・ガス料・保険料相当額等を会社が私に代って賃貸人等に支払うことを委託します。なお、この場合の支払委託額は、賃貸人等が会社に通知した額とします。

3. 前2項の賃借料等の支払時期は、会社と賃貸人等との間で定めた所定の期日とすることに、私は異議ないものとします。

### 第3条(会社への支払方法)

1. 私は会社に対し、第2条により会社が私に代わって支払った賃借料等及び私が会社に支払うべき契約書記載の月額事務手数料(以下「支払賃借料等」という)を契約書記載の支払内容に従って支払います。尚、月額事務手数料は月単位で支払うものとし、退去等にもなう日割り計算による減算は行わないものとします。

2. 支払賃借料等は、賃貸借契約の終了等事由の如何にかかわらず、返還しないものとします。

### 第4条(譲渡担保)

1. 私は、本契約に基づき会社に対して現に負担し、また、将来負担する一切の債務を担保するため、会社に対し、私が賃貸人等に対し取得する次の各号の債権を会社に譲渡する手続きをとることに同意します。①敷金、保証金、その他の金員の返還請求権。

②表記物件の明渡し日以降の未賃貸期間相当分の賃借料等の返還請求権。

2. 私は、前項の債権譲渡について賃貸人等に対する通知にかかる代理権を会社に付与します。

### 第5条(遅延損害金)

私が会社に対する、第3条第1項の支払賃借料等の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅延額に対し、年14.60%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

### 第6条(本契約の更新)

賃貸借契約の満了日の前月末日までに私より会社に対して特に申出がないときは、賃貸人等から通知される条件にて賃貸借契約を更新し、且つ当該条件に基づき賃借料等を本契約に基づき支払うものと会社がみなすことに、私は異議ないものとします。なお、私は会社より賃貸借契約の更新、賃貸借条件の変更並びに本契約の継続及び月額賃借料の変更に関し、確認書の提出を求



められたときは、これに応じるものとします。

#### 第7条(賃借料等の変更)

賃貸借期間中は、次の各号に定める事由により、賃貸借契約上の賃借料等が変更されたときは、私が立替払等を会社に委託する賃借料等も当然に変更されるものとし、特に変更契約書の取り交しは行わないものとします。但し、変更について私に異議があるときは、第13条第2項に基づき処理するものとします。なお、私は会社より変更契約書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。①賃借料等の改定。②新たな賃借料等の発生もしくは消滅。③消費税法その他の税法により、賃貸人が納税義務者となったときもしくは当該税法で定める税率又は、課税範囲の変更があったとき。

#### 第8条(届出事項の変更・通知義務)

- 1.私は、氏名、住所、電話番号、勤務先等会社に届け出た表記記載事項を変更したときは、遅滞なく会社所定の書面をもって会社に通知します。
- 2.私は、前項の氏名住所等の変更通知を怠ったことにより、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合でも、会社が通常到達すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとします。
- 3.私は、新たに電話を設置し、もしくは電話番号を変更した場合は、書面により速やかに会社及び管理会社宛連絡します。

#### 第9条(費用等の負担)

- 1.私は、会社に対する債務の支払いに要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。
- 2.私は、支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替回数1回につき330円(税抜価格300円)を、振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙送付手数料等として送付回数1回につき330円(税抜価格300円)を別に支払うものとします。
- 3.私は、私の責に帰すべき事由により、会社が訪問集金したときは、訪問回数一回につき1,100円(税抜価格1,000円)又は訪問集金に要した実費費用を別に支払うものとします。
- 4.会社が私に対して、法的手続きの開始に必要な書面による催告をしたときは、私は、当該催告に要した費用を負担するものとします。
- 5.本条に基づき私が支払う手数料・費用等にかかる消費税及び地方消費税は私が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても私が負担するものとします。

#### 第10条(本契約の解除)

本契約は、賃貸借契約が存続する間は、解除することができないものとします。但し、次の各号に該当する場合は、会社からの通知により解除することができるものとします。①私が、会社に対する第3条第1項の支払賃借料等の支払いを遅延し賃貸人等と会社との間で定めた支払遅延状態が発生したとき。②賃貸人等が、私が負担する賃借料等の受領権を失ったとき。③会社と賃貸人等との本制度の取扱いに関する契約が消滅したとき。④私が破産手続開始、再生手続開始の申立をなし、又は、されたとき。

#### 第11条(本契約の終了)

次の各号に定める事由が発生したときは、当然に本契約は終了するものとし、会社は、本契約終了以降に支払期日が到来する賃借料等の賃貸人等への支払いを停止することができるものとします。本契約が終了した場合といえども、私が会社に対する本契約に基づく支払債務が存するときは、当該債務については、本契約の各条項が適用されるものとします。

- ①賃貸借契約が、解除、取消、その他の事由により終了したとき。②第10条により本契約が解除されたとき。
- ③賃貸人等の変更により本制度が利用できなくなったとき。④第18条第4項により本契約が解除されたとき。

#### 第12条(返還敷金等による弁済)

表記物件の明渡し時に、会社への本契約に基づく支払債務が存するときは、会社は第4条に定める譲渡担保を実行し、賃貸人等から第4条①②に定める敷金等を受領のうえ、本契約に基づく債務の弁済に充当することができるものとします。

#### 第 13 条(紛議)

1.私は、賃貸借契約に関し、賃貸人等との間で紛議が生じたとき、水道・ガス等の供給契約に関し供給業者、又は保険会社との間で紛議が生じたときは、自らの責任において解決するものとし、本契約に基づく賃借料等の支払いを停止することはできないものとします。

2.私は、賃貸人等に対する賃借料等の支払停止を主張しうる正当な事由が存し、この支払いを停止するときは、事前に書面をもって会社に通知することにより、当該通知の到達日以降に支払期日の到来する賃借料等の支払停止を依頼することができるものとします。

#### 第 14 条(支払賃借料等の遅滞に伴う取扱い)

1.私は、私が会社に対する支払賃借料等の支払いを遅滞したときは、会社の賃貸人等への支払賃借料等の支払の有無にかかわらず、私が賃貸人等との間の賃貸借契約に基づく賃借料等の支払責務を不履行したものと取扱われても異議ないものとします。

2.私は、私が会社に対する支払賃借料等の支払いを遅滞したときは、賃貸借契約の継続又は解除の判断のため、会社が以下の個人情報を賃貸人等に対して通知しても何ら異議ないものとします。①私の氏名、住所、電話番号、勤務先(お勤め先内容)、(本契約締結後に、会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む。)②本契約に関する延滞の事実、支払債務、月々の返済状況及び入金状況(交渉状況を含む)

#### 第 15 条(定期借家)

表記物件に係る賃貸借契約の種類が借地借家法の規定する定期建物賃貸借又は期限付賃貸借であり、賃貸借期間終了後に表記物件について新たな賃貸借契約(以下「再契約」という)を私と賃貸人等との間で締結する場合、会社が私又は賃貸人等に対して特段の通知を行わない限り、再契約についても、私は、会社に対し第 1 条以下に定める内容で、再契約に基づく賃借料等を立替払等することを委託し、会社はこれを受託します。

#### 第 16 条(住民票等取得の同意)

私は、本申込みを行う者が申込書に記載された私に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、会社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

#### 第 17 条(弁済の取扱い)

私は、私が会社に対して負う債務の支払いについて、会社所定の時刻までに振込を完了するものとし、当該振込の完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ないものとします。

#### 第 18 条(反社会的勢力の排除)

1.私は、私が、現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団。②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等。⑥社会運動等標榜ゴロ。⑦特殊知能暴力集団等。⑧前各号の共生者。⑨テロリスト(疑いがある場合を含む)。⑩その他前各号に準ずる者。

2.私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。

3.私が、本条第 1 項及び第 2 項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は私に対し当該事項に関する調査を行い、又、必要に応じて資料の提出を求めることができ、私はこれに応じるものとします。

4.私が、本条第 1 項若しくは第 2 項のいずれかに該当した場合、又は本条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると会社が認める場合には、会社は私との契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、私は、会社の通知又は請求により期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

5.本条第 4 項の規定の適用により、会社に損失、損害又は費用(以下「損害等」という。)が生じた場合には、私はこれを賠償する責任を負うものとします。又、本条第 4 項の規定の適用により、私に損害等が生じた場合にも、私は当該損害等について会社に請求をしないものとします。

6.本条第 4 項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、会社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

#### 第 19 条(本契約の変更)

1.会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、会社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で私に周知した上で、本契約を変更することができるものとします。

①変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2.会社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を会社のホームページにおいて公表する方法又は会社から私に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により私に周知した上で、本契約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に私が本契約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本契約が変更されるものとします。

#### 第 20 条(準拠法)

私と会社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

#### 第 21 条(合意管轄裁判所)

私は、本契約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会社の本社又は本部、各支店、各センターの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 【お問合わせ・相談窓口】

(1) 賃貸借契約についてのお問合わせ・ご相談は、賃貸人又は管理会社にご連絡ください。

(2) 本契約についてのお問合わせ・ご相談は、株式会社ジャックスにご連絡ください。

ジャックス・カスタマーセンター(営業時間 9:30~17:30 ※年末年始を除く)

TEL:0570-002277

〒194-8570 東京都町田市南町田 5-2-1 南町田 5 丁目ビル

#### 保証委託契約(GRAND INSURANCE)

賃借人(以下「乙」という)は、株式会社 GRAND INSURANCE(以下「丙」という)に対し、表記物件(以下「本物件」という)に係る乙および賃貸人または賃貸人代理(以下「甲」という)との賃貸借契約(以下「原契約」という)に基づき乙の甲に対し負担する金銭債務について、以下の約定を承認のうえ、その保証を委託します(以下、当該契約を「本契約」という)。

#### 第 1 条(総則)

1、乙は丙に対し、原契約に関し、本契約 2 条第 1 項各号記載の金銭の支払債務について、次条以下に定める内容に従い連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受託した。2、本契約は、甲が株式会社ジャックスが実施する賃借料等の立替払に関する基本契約(以下「立替払等委託契約」という。)の契約者であり、乙に対しても立替払等委託契約を利用することを前提とする。3、本契約は、原契約に関して乙が株式会社ジャックスとの間で立替払等委託契約を締結したことを丙が確認し、かつ、乙が甲を介して丙に対し、本契約に基づく保証委託料を支払ったことを丙が確認した時点で効力が発生する。

#### 第 2 条(保証の範囲)

(1)本契約に基づき丙が保証する債務(以下「保証債務」という)は、原契約に基づき乙が負担する以下の各号に定める費用とします。  
①賃料、管理費、共益費および、その他定期的に賃貸借費用と共に支払われる費用(以下「賃料等」という)。②更新時の更新料または更新手数料。③原契約が解除・解約・期間満了その他事由の如何を問わず終了した場合、その終了日までの期間の賃料等相当額損害金。④原契約を解除する正当な理由が存在すると丙が判断する場合において、本物件明け渡しまでに要する通知・支払督促・訴訟その他法的手続に必要な費用(弁護士費用を含む)で、甲が丙の承諾を得て支出したもの。⑤本物件明け渡し後、本物件内に残置物がある場合、その撤去・保管・処分に要した費用。なお、残置物の撤去・保管・処分については丙の指定する業者を利用するものとします。⑥乙の退去・明け渡しに伴う原状回復(国土交通省のガイドライン及び各都道府県における条例に基づき、乙の居住・使用により発生した建物価値の減少のうち、乙の故意・過失・善管注意義務違反・その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧する事と定義する)にかかる費用で、甲が丙の承諾を得て支出したもののうち乙の滞納分(但し、上記費用を負担することについて、乙が認めている場合に限り)。⑦原契約の解約予告義務違反及び早期解約による違約金。(2)前項の定めにもかかわらず、以下の各号に定める債務は、保証の対象とはならないものとします。①延滞賃料等の遅延損害金等。②戦争・地震・天災地変等不可抗力によって生じた損害。③火災・ガス爆発等不可抗力によって生じた損害。④その他本条第1項に含まれない債務。(3)本条1項の規定にかかわらず、乙と株式会社ジャックスとの間の立替払等委託契約において、株式会社ジャックスが立替払いをすることとされている賃料等の合計10か月分に相当する債務については、丙は一切負わないものとする。

#### 第3条(保証委託料等)

1、乙は丙に対し、本契約締結時に、保証委託料として表面記載の初回保証委託料を支払うものとする。初回保証委託料については、乙は甲を介して丙に支払うものとする。2、乙は丙に対し、第4条所定の保証終了までの間「月額保証料」として、800円を口座引落開始日から毎月27日(ただし、当日が金融機関休業日にあたる場合は、翌金融機関営業日)に「月額保証料等」欄に記載の金額(システム利用料または事務手数料含む)を支払う。なお、月額保証料等の支払いは、株式会社ジャックスの立替払等委託契約を利用するものとします。3、乙は、原契約が期間満了前に終了した場合であっても、本条各項により支払った保証委託料及び月額保証料等の返還は請求できないものとする。

#### 第4条(保証開始と終了)

1、本契約に基づき委託される保証の期間は、表記記載の保証契約日と原契約の契約期間の始期とのいずれか遅い日付から乙が本物件の明渡しを完了するまでとする。ただし、甲、乙、丙の三者間における合意が成立した場合には、この限りではない。2、甲及び乙が原契約を更新する場合(自動更新及び法定更新含む)には本契約もその効力を継続するものとし、前項の本件明渡し完了をもって本契約を終了するものとする。3、前二項の定めにかかわらず、原契約が終了し本物件の明渡し完了した場合には、保証期間の途中で本契約は終了し、以後に原契約に関連して乙に発生するいかなる債務も丙は保証しない。また、甲が立替払等委託契約の利用を終了した場合も同様とする(ただし、乙による賃料等(表面記載の賃料等が甲乙合意の上減額された場合は減額後の金額を指し、甲乙合意し丙承諾のもと賃料等が増額された場合は増額後の金額を指す。以下本書において同じ。)滞納額が累積で賃料等合計10ヶ月分に達したことにより立替払等委託契約が終了する場合を除く。)また、本物件の所有者が株式会社明和住販流通センターとの間で賃貸管理にかかる管理委託契約または転貸を目的とした賃貸借契約を解約した場合も同様とする。4、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時(甲が当該事由の発生を過失なく知り得なかった場合には、当該事由の発生を知った時)をもって、本契約及び本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。ただし、乙はこの事由の該当をもって保証委託契約の終了及び第3条の保証委託料及び月額保証料等の支払いを免れる主張はできないものとする。ただし、当該事由該当につき丙の書面による承諾があった場合はこの限りではない。①本物件の用途が居住用から他の用途に変更された場合。②乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合(相続等包括承継を含む)。③甲の原契約上の地位が第三者に移転した場合(相続等包括承継を含む)。④原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合または本物件の占有者に追加・変更があった場合。⑤原契約内容に重大な変更があった場合。⑥乙が死亡したとき5、甲の正当な理由がなく、乙に対し原契約について更

新拒絶の通知をした場合には、本契約は当初の保証期間の終期日は終了する。

#### 第5条(保証債務の履行等)

乙が、家賃等の支払債務を遅延した場合、丙は、乙に対し何ら通知催告をすることなく、保証債務を履行(以下「代位弁済」という)することができます。この場合乙は丙に対し、丙が履行した保証債務額を、直ちに丙に支払うものとします。

#### 第6条(費用の精算)

(1)営繕費、光熱費等乙が負担すべきもので丙が立替払いをしたものがある場合には、乙は丙に対し速やかに立替金を償還しなければなりません。(2)本契約に基づき乙が丙に対して支払債務を負う場合には、丙は第 16 条に定める譲渡担保権を行使して、甲から敷金・保証金を受領してこれを当該支払債務の弁済に充当することができるものとします。

#### 第7条(事前求償)

(1) 乙について、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は保証債務の履行前であっても、乙に対し事前に求償権を行使することができます。①原契約又は本契約の各条項に一つでも違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。②仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立を受けたとき。③破産、個人再生の申立、若しくは債務整理の開始があったとき。④丙の責によらず乙の所在が不明となったとき。⑤乙又は同居者・同居人が暴力団、右翼、その他反社会的行動等を行う団体構成員若しくはこれらと密接な関係を有する者あることが判明したとき。(2)丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は民法 461 条に基づく抗弁権を主張出来ないことを予め承諾する。

#### 第8条(入金の充当)

乙が、丙に対し負担する債務の履行が、その債務の一部弁済となる場合、丙は丙の定める法定充当順位に準じた順位と方法により乙の負担する債務に充当することができます。

#### 第9条(遅延損害金)

乙は、本契約に基づき兵に対し負担する支払債務の支払いを遅延したときは、その支払いをすべき日の翌日から、完済にいたるまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を丙に対して支払います。

#### 第10条(甲による解除)

(1)乙は、乙が丙に対し負担する求償債務の弁済を怠り、その滞納額が賃料等の 2 ヶ月分相当額に達した場合、原契約の解約事由になること承認し、甲は何らの催告を要することなく当然に原契約を解除することができます。(2)乙は、以下の各号のいずれかに該当した場合、丙に対して、丙に生じる保証債務の増大を抑制する義務を負うものとし、乙がこの義務を怠ったときは、丙は甲に原契約解除の要求をできるものとします。①原契約の解除原因のひとつにでも該当したとき。②甲又は丙に対し虚偽の申し出をし、または虚偽の書類を提出したとき。③その他乙と甲との間の信頼関係が破壊され、原契約の継続が不能となるような事由が発生したとき。

#### 第11条(賃貸借条件の変更)

本物件、賃貸借費用の内容に変更があったとき、その他原契約の内容に重大な変更があったときは、本契約は、当該事由が生じた日以降はその効力を失うものとします。

#### 第12条(延滞情報の通知)

乙が本契約に基づき丙に対し負担する債務の支払いを遅延したときは、甲が原契約に基づく権利を行使するために、丙がその延滞情報を甲に通知しても、乙は何ら異議ないものとします。

#### 第13条(費用負担)

乙は、次の費用を負担することとします。①毎月事務手数料として 250 円(税別)。②乙の丙に対する弁済費用は実費。③丙が代位弁済する度に、代位弁済事務手数料として 1 回につき 1,000 円(税別)。④丙が保証債務を履行した場合、その履行に要する費用は実費。⑤本契約または本契約に基づく費用手数料に関して課される消費税その他の公租公課。

#### 第14条(連絡事項)

乙は以下の事項に該当した場合、速やかに丙及び管理会社に連絡をすることとします。①本物件に入居後新たに電話を設置し、若しくは携帯電話番号を変更した場合。②氏名、住所、緊急連絡先、電話番号、勤務先等保証会社に届出た表記記載事項を変更したときや、乙に係わる後見人、補佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、確認出来る書面等を添付のうえ遅滞なく書面をもって丙に通知するものとします。③前項の氏名住所等の変更通知を怠ったことにより、丙から通知または送付書類等が延着または不到達となっても、丙が通常到達すべきときに到達したものとみなします。但し、前項の変更通知を行わなかったことについてやむをえない事情があるときはこの限りではないものとします。④裁判所から破産宣告の決定通知を受けたとき。

#### 第15条(担保の提供)

乙は、丙が必要と認めるときは、丙の承認する担保を提供するものとします。

#### 第16条(譲渡担保)

(1)乙は、本契約に基づき丙に対し負担する一切の債務を担保するために、原契約に基づき乙が甲に差し入れた敷金、保証金、その他の金員の返還請求権を丙に譲渡するものとします。(2)乙は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権を、丙以外の者に対し譲渡・担保差入・その他の処分をしてはならない。(3)本契約に基づき乙が丙に対して支払義務を負う場合、丙は譲渡担保権を行使し、甲から敷金及び保証金を受領してこれを当該支払債務の弁済に充当することができるものとします。

#### 第17条(再委託)

丙は、本契約に基づき受託された事務の一部を、丙が任意に選定する第三者に再委託をできるものとします。

#### 第18条(督促及び代理権限)

(1)乙に賃料等の滞納が生じた場合、丙は乙に対し、電報、電話、FAX、電子メール、訪問差し置き、封書による通知等相当の手段により支払を行うよう督促することができるものとします。また乙への電話連絡が不通、または他の連絡手段によっても乙による返答がない場合等の乙への連絡の必要がある場合には勤務先・緊急連絡先に連絡することができるものとし、これに対し、乙は異議を申し立てないものとします。(2)丙は、次の各号に定める事由が全て発生した場合、かつ乙の承諾がある場合や、乙の安全を確認する緊急の必要がある場合等正当な理由がある場合には、本物件に立ち入ることができることとします。①乙が原契約に基づく賃料等の債務支払いを期限通りに行わなかった場合②丙が乙に対して電話、電報、訪問、文書の差し置き、書面による通知等相当の手段により相当な期間連絡又は、面談ができないとき③丙は法令上認められている場合または乙が甲の立ち入りを承諾している場合などの正当な理由がある場合には、本物件において乙の所在が不明で、電気・ガス・水道の利用状況、近隣からの聞き取り状況、乙の親族等からの申出等により、社会通念上乙が本物件で通常の生活を営んでいないと認められるときには、乙の安否確認をする緊急の必要がある場合等の正当な理由がある場合、本物件に立ち入ることができるものとします。(4)乙は表記記載の緊急連絡先欄、同居人欄に記載される者等、乙が申し出た者(以下総称して「解除代理権者」という)に対して、原契約を解除する代理権を授与します。(5)本条 3 項に基づき本物件に立ち入った後、社会通念上あきらかに本物件での生活を営んでいる形跡がなく、その後も乙に連絡が取れず、所在が不明等の場合でかつ乙の甲に対する賃料等の滞納や原契約の信頼関係の破壊等の正当な事由がある場合に限り、乙は解除代理権者に対し、乙に代わって甲に対して原契約を解約する代理権限及び甲からの原契約解除を承諾する代理権限を授与します。(6)原契約が解除、解約、期間満了その他の事由の如何を問わず終了した場合、丙は乙の退去手続きに立ち会うことができるものとします。(7)乙は、原契約の解除その他の事由により終了したことにより、本物件を甲に明け渡した後、本物件内に残置した動産等があるときは、その所有権を全て放棄し、甲または丙または解除代理権者が乙の費用負担で処分することに一切異議を申し立てません。

(8)乙は原契約解除後、本条 3 項により丙が本物件に立ち入った結果残置物が無く、電気、ガス、水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件において社会通念上に通常の生活を営んでいないものと認められるとき、または、本物件の鍵が甲に返却されたとき、または本物件の室外に置かれたとき、本物件の明け渡しが発生したものとみなすことに同意します。(9)本条に基づく明け渡し

に関する一切の費用は乙が負担するものとし、丙又は解除代理権者が一時的に支払っていた場合、乙は速やかに支払うものとします。

#### 第19条(原状回復費保証)

(1)丙は甲に対し、第3条の契約期間内に発生した乙の退去時、又は死亡時の乙負担に属する原状回復費用について、本条各項に従い丙が合理的と認める費用を甲に対し保証します。(2)甲は、原状回復発生時にはまず乙に対して原状回復費用を請求しなければなりません。(3)本条2項を履行した結果生じた乙による原状回復費用の滞納について、甲が丙に対し原状回復費用の保証の履行を請求するには、速やかに丙の指定する書面を提出し事故報告しなければなりません。(4)次の各号に該当する場合、丙は甲に対するその原状回復費保証の履行債務を免れるものとします。①甲乙の署名捺印がある保証契約書・保証委託契約書及び審査書類、その他必要書類が丙に到着していない場合。②本条3項の丙指定の書類が未提出で丙の承認が出来ない場合。③本物件の保証開始日前に賃貸借契約により本物件が使用されていた場合。④本条3項の事故報告が明け渡し日(乙が死亡している場合は、甲が乙の死亡を知った日)を起算日として60日以内に完了しなかった場合。⑤前項のいずれかの号に該当し、丙の保証履行が免責となった場合。

#### 第20条(反社会的勢力の排除)

(1)乙は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤自らが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲・丙の信用を毀損し、又は甲・丙の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)乙が、暴力団員等もしくは(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、甲は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、乙は自らに損害が生じたときでも、甲又は丙に対し何らの請求をしないものとします。

#### 第21条(管轄裁判所)

乙は、本契約について紛争が生じたときは、訴額のいかに係わらず、第1審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所及び東京簡易裁判所とすることに予め合意するものとします。

#### 第22条(協議事項)

本契約及び各種規定に定めのない事項については、乙及び丙は、関連法規及び慣習等に従い誠意をもって協議のうえ処理するものとします。

※株式会社 GRAND INSURANCE の「プライバシーポリシー」につきましては下記ホームページにより公表しております。

(<http://www.grand-insurance.com>)

お問い合わせ

株式会社GRAND INSSURANCE

住所 東京都世田谷区若林3-4-11第7明和ビル

TEL03-5430-5110

e-mail info@grand-insurance